

## 第七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- 六 薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）第二条第十四項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、それを濫用することにより

人の健康に危害が生じると認められるもの

(県の責務)

**第三条** 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守ることを基本として、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、薬物の濫用による危害がもたらす全国的な影響に鑑み、国、他の地方公共団体、薬物の濫用の防止を目的とする団体等との連携及び協力を図るものとする。

(県民の責務)

**第四条** 県民は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(調査研究)

**第五条** 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物の危険性に関する調査研究を行うものとする。

(情報の提供等)

**第六条** 県は、県民が薬物に関する正しい知識に基づき行動することができるよう県民に対し、薬物の危険性、薬物に関する相談窓口その他薬物の濫用の防止に関し必要な情報を提供するとともに、啓発を行うものとする。

(監視及び指導)

**第七条** 県は、薬物の濫用による危害の発生を防止するため、薬物の流通の態様に応じ、適切かつ効果的な監視及び指導を実施するものとする。

(指定)

**第八条** 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、現に県の区域内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を徳島県薬事審議会に報告するものとする。

4 第一項の規定による指定は、同項の規定により指定された薬物（以下「知事指定薬物」という。）の名称、指定の理由、指定の効力発生の日その他必要な事項を公示することによって行うものとする。

(指定の失効)

**第九条** 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われたときは、当該知事指定薬物の名称、効力が失われた理由その他必要な事項を公示するもの

とする。

3 第十七条から第二十条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

(指定の解除)

**第十条** 知事は、前条第一項に規定する場合のほか、第八条第一項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又は当該指定を継続することが適当でないとして認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

2 第八条第二項本文及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(製造等の禁止)

**第十一条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物（知事指定薬物を含有する物を含む。以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物等を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。

三 知事指定薬物等を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物等をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。

五 多数の者が集まって知事指定薬物等をみだりに使用することを知らず、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

六 大臣指定薬物を販売又は授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）（薬事法第七十六条の四の規定に違反して貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。

七 大臣指定薬物のみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。

八 多数の者が集まって大臣指定薬物のみだりに使用することを知らず、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(立入調査等)

**第十二条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物等若しくはこれに該当する疑いのある物を製造し、栽培し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者若しくは多数の者が集まってこれらの物のみだりに使用することを知らず、そのための場所を提供し、若しくはあつせんした者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に係る場所の提供し、若しくはあつせんした者に対して、必要な報告をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、大臣指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物を販売若しくは授与の目的で所持し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者若しくは多数の者が集まってこれらの物のみだりに使用することを知らず、そのための場所を提供し、若しくは

あつせんした者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

**第十三条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 第十一条第一号の規定に違反して知事指定薬物等を製造し、又は栽培した者
- 二 第十一条第二号の規定に違反して知事指定薬物等を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者
- 三 第十一条第三号の規定に違反して知事指定薬物等を販売又は授与の目的で広告した者
- 四 第十一条第四号の規定に違反して知事指定薬物等をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持した者
- 五 第十一条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者
- 六 第十一条第六号の規定に違反して大臣指定薬物を販売又は授与の目的で所持した者
- 七 第十一条第七号の規定に違反して大臣指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持した者
- 八 第十一条第八号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者
- 2 前項各号（第四号及び第七号を除く。）のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。
- 3 第一項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止等の命令)

**第十四条** 知事は、前条第一項の警告（同項第一号から第三号までに係るものに限る。）に従わない者に対し、知事指定薬物等の製造、栽培、販売、授与、販売若しくは授与の目的での所持若しくは販売若しくは授与の目的での広告の中止（以下「知事指定薬物等の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物等の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物等の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 一 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。
- 二 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告（同項第一号から第三号までに係るものに限る。）を受けたことがある

とき。

(緊急時の勧告)

**第十五条** 知事は、第二条第七号に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）の濫用により現に県民の健康に重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、第八条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、みだりに使用し、若しくはみだりに使用する目的で所持した者又は多数の者が集まって当該薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、若しくはあつせんした者に対し、これらの行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

(委任)

**第十六条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第十七条** 第十四条の規定による命令（第十三条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十四条の規定による命令（第十三条第一項第三号に係るものに限る。）に違反した者

**第十九条** 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第二十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第三項、第十一条から第十四条まで及び第十七条から第二十条までの規定は、平成二十五年二月一日から施行する。

## 提案理由

薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する基本的な施策、薬物の濫用を防止するための規制等を定めることにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。